



ポイント! 月の途中に要介護状態区分が変更となった場合の請求方法について

No		給付管理票		請求明細書			
		要支援・要介護 状態区分等	被保険者欄の 要介護状態区分	サービス計画費	要介護状態区分 (介護給付)	要支援状態区分 (予防給付)	要支援状態区分等 (総合事業)
		(重い方を対象) ※2	(月末時点)	(月末時点)	(月末時点)		
1	事業対象者→要支援1	事業対象者	要支援1	-	要支援1	要支援1	
2	事業対象者→要支援2	要支援2	要支援2	-	要支援2	要支援2	
3	事業対象者→要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	-	事業対象者	
4	要支援1→事業対象者	月途中の要支援1→事業対象者への変更はない。					
5	要支援1→要支援2	要支援2	要支援2	-	要支援2	要支援2	
6	要支援1→要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要支援1	
7	要支援2→事業対象者	月途中の要支援2→事業対象者への変更はない。					
8	要支援2→要支援1	要支援2	要支援1	-	要支援1	要支援1	
9	要支援2→要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要支援2	
10	要介護N※1→事業対象者	月途中の要介護N→事業対象者への変更はない。					
11	要介護N※1→要支援1	要介護N※1	要支援1	要支援1	要支援1	要支援1	
12	要介護N※1→要支援2	要介護N※1	要支援2	要支援2	要支援2	要支援2	

※1 要介護Nは、要介護1～5のいずれかを意味する。

※2 要支援・要介護状態区分等の重い順は以下の通り。

事業対象者の状態は要支援者に相当する者と位置付けられておりますが、要支援1の限度額を目安とし、要支援2の限度額を超えることはできないと整理されています。
(入院直後等で集中的にサービス利用が必要な場合を含む)

